

介護老人保健施設プラチナ・ヴィラ青葉台（介護予防）訪問リハビリテーション
重 要 事 項 説 明 書
 < 2024年10月1日現在 >

介護老人保健施設プラチナ・ヴィラ青葉台 訪問リハビリテーション（以下「事業所」という）は、利用者に対して（介護予防）訪問リハビリテーションを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1 事業者の概要

名 称	医療法人社団 医誠会			
所 在 地	神奈川県海老名市柏ヶ谷3丁目11番1号			
代 表 者 名	理事長 土橋 孝之			
電 話 番 号 等	電話 046-292-5800 FAX 046-292-5880			
法人設立年月日	1985年3月1日			
法人が運営する施設及び事業	病 院	1ヶ所	通所リハビリテーション	2ヶ所
	介護医療院	0ヶ所	訪問看護ステーション	2ヶ所
	介護老人保健施設	1ヶ所	訪問リハビリテーション	2ヶ所
	認知症対応型共同生活介護	1ヶ所	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護事業所	0ヶ所
	居宅介護支援事業所	0ヶ所		

2 事業の目的と運営方針

事業の目的	事業者が実施する（介護予防）訪問リハビリテーションの適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態となった利用者に対しその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の居宅において必要なリハビリテーションを行うことにより心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。
運営方針	事業所は、利用者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の意心身の機能の維持回復を図る。
	（介護予防）訪問リハビリテーションの実施にあたっては、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止または要介護状態となることの予防に資するようその目標を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行う。
	（介護予防）訪問リハビリテーションの提供にあたっては主治の医師や関係市区町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの密接な連携を図り、利用者の心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行う。
	サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

3 事業所の概要

名 称	介護老人保健施設 プラチナ・ヴィラ青葉台 訪問リハビリテーション
所 在 地	神奈川県横浜市青葉区鴨志田町75-1
管 理 者 名	施設長 川崎 誠
電 話 番 号 等	電話045-963-0055（代表） FAX045-963-0056（代表）
事 業 所 番 号	1453780072

4 営業日及び営業時間

職種別勤務体制は、次のとおりとする。（常勤者については4週8休制とする）

営 業 日	月曜日～金曜日（祝日は営業する）
営 業 時 間	8時30分～17時30分

年末年始12月30日～1月3日は休業とします。

5 事業の実施地域

通常の事業の実施地域を以下の通りとする。

横浜市青葉区（鴨志田町、寺家町、鉄町、成合町、恩田町、たちばな台、みたけ台、上谷本町、桜台、柿の木台、桂台、若草台、青葉台1丁目～2丁目、すみよし台、奈良町）

6 サービス内容

理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士が利用者の居宅を訪問し、要介護状態又は要支援状態となった利用者に対しその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、身体面においては間接拘縮の予防、筋力・体力・バランスの改善、精神面では知的能力の維持改善等を医師の指示に基づいておこないます。

- (1) リハビリテーションの目標と具体的なサービス内容を記載した訪問リハビリテーション計画書の作成
- (2) リハビリテーション計画書を作成、又は変更した場合には利用者及びその家族に対して説明を行い、同意を得るものとします。
- (3) 訪問リハビリテーションの禁止事項
 - ① 医療行為
 - ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり
 - ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
 - ④ 利用者の同居家族に対する訪問サービスの提供
 - ⑤ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
 - ⑥ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
 - ⑦ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利行為その他迷惑行為

7 利用料、利用者負担額（別紙利用料金表のとおり）その他の費用の請求及び支払い方法

- (1) （介護予防）訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該（介護予防）訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスがあるときは、その1割及び2割及び3割の額とする。
- (2) 第6条に規定する通常の実施地域の交通費は無料、実施地域を越えて行う訪問リハビリテーションに要した交通費は1kmごとに100円、又は公共交通機関利用の場合は実費を徴収する。
- (3) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で支払いに同意する旨の文書に署名（記名）押印を受けることとする。
- (4) 毎月中旬頃までにご指定の送付先に対し、前月利用料金合計額の請求書及び明細書等を送付いたしますので当該合計額をその月の末日までに自動引落もしくは銀行振込にてお支払いください。

【自動引落】 毎月27日に引き落としいたします。引落手数料は医療法人社団医誠会にて負担いたします。
（引落日が銀行休業日の場合、翌営業日となります）

※浜銀ファイナンス株式会社との間で「集金代行業務に関する委託契約」を締結しています。
「預金口座振替依頼書」をご記入の上、事業所へご提出ください。

【銀行振込】 毎月月末までに下記の口座へお振込みください。
なお、手数料はご利用者様にてご負担願います。

三菱UFJ銀行	五反田支店	普通預金	No. 0896088
医療法人社団	医誠会		（イリョウハウジンシャダン イセイカイ）
理事長	土橋 孝之		（リジチョウ ツチハシ タカユキ）

- (5) 利用者のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく2ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず1ヶ月以内に支払われない場合は、契約解除となる場合がありますので、ご注意ください。

8 居宅介護支援事業者等との連携

（介護予防）訪問リハビリテーションの提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接に連携し、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めます。

9 緊急時の対応

- (1) 事業所のサービス提供者は、訪問リハビリテーション実施中に利用者の状態が急変その他緊急の事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに医師及び家族へ連絡し、その指示に基づき必要な措置を講じ、主治医への連絡が困難な場合には、救急搬送等の必要な処置を講じます。
- (2) 前項の処置を講じた場合、サービス提供者は、速やかに管理者及び主治医に報告します。

10 事故発生時の対応及び損害賠償

- (1) 事業所は、サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には利用者の指定する緊急時連絡先に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、利用者に対するサービス提供により発生した事故等により利用者の生命、身体、財産等に損害を及ぼした場合は、その損害を賠償します。ただし、その損害について、事業所の故意又は過失によらないときはこの限りではありません。
- (3) 利用者の故意又は本契約における注意義務、もしくは事業所職員の正当な業務上の指示に違反して事業所の職員又は他の利用者の生命、身体、財産等に損害を及ぼした場合は、利用者及び契約者・保証人はその損害の賠償責任を負う場合があります。
- (4) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する定期的な研修を実施する。
- (5) 前4項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

11 秘密保持及び個人情報保護

- (1) 事業所及び従業者は、業務上知り得た利用者若しくはその家族等に関する個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- (2) 事業所は、職員が退職した後も、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように、必要な措置を講じる。
- (3) 事業所は、書面により利用者又はその家族の同意を得た場合は市区町村、居宅介護支援事業者との連絡調整等、その同意の範囲において個人情報を利用することができるものとします。

12 その他重要事項

事業所は、適切な介護保険施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

13 相談窓口・苦情対応

提供したサービスに係る利用者又は契約者からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、事業所の設備又はサービスに関する要望、苦情等に誠実に対応します。

事業所の窓口	介護老人保健施設 プラチナ・ヴィラ青葉台 リハビリテーション科	所在地 電 話	神奈川県横浜市青葉区鴨志田町75-1 045-963-0055（代表）
市区町村の窓口 （保 険 者）	青葉区役所 高齢・障害者支援課	所在地 電 話	横浜市青葉区市ヶ尾町31-4 045-978-2489
	横浜市 健康福祉局高齢施設課	所在地 電 話	横浜市中区本町6-50-10 045-671-3661
公的団体の窓口	神奈川県国民健康保険 団体連合会 介護苦情相談課	所在地 電 話	横浜西区楠町27-1 045-329-3447

(介護予防) 訪問リハビリテーションの利用・提供開始にあたり、契約書および本書面に基づいて重要な事項の説明を受け了承しました。

重要事項説明書の説明年月日	西暦	年	月	日
---------------	----	---	---	---

契約者	住所	〒 -			
	氏名	印			
利用者	住所	〒 -			
	氏名	印			
連帯保証人	保証	・連帯保証の極度額	金 円		
		・極度額の算定根拠	通常利用時の6ヶ月分相当を目安とします。		
	住所	〒 -			
	氏名	印			
	電話番号	-	-	携帯電話	-
	勤務先名				
事業所	所在地	神奈川県横浜市青葉区鴨志田町75-1			
	事業所名	医療法人社団 医誠会 介護老人保健施設プラチナ・ヴィラ青葉台 (介護予防) 訪問リハビリテーション			
	代表者名	理事長 土橋 孝之			
	説明者氏名	印			